

一般社団法人 全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 殿

林野庁林政部木材産業課長

「産業雇用安定助成金」等を活用した労働力の確保について

日頃より、林業・木材産業施策の推進にあたり、ご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、昨今、北米等における木材需要の増大等を背景とした輸入木材製品の減少に伴う不足感から、代替として国産材製品への引き合いも強くなっている中で、国産材製品の製造事業者の方々も生産増に注力されているところと思います。

しかしながら、地域によっては、労働者不足等から製品の製造施設の能力を十分に活かせていないとの情報もあることから、厚生労働省等において用意されている「産業雇用安定助成金」、「トライアル雇用助成金」などの労働力確保につながる支援事業についてお知らせ致します。

具体的には、

➤ 「産業雇用安定助成金」は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の無料のマッチング支援を受けることができ、加えて、

① 出向元および出向先事業主が負担する賃金など、出向中に要する経費の一部を助成【出向元が労働者の解雇などを行っていない場合（中小企業 9/10、中小 以外 3/4）、解雇を行っている場合（中小企業 4/5、中小以外 2/3）、上限 12,000 円/日】

② 就業規則や出向契約書の整備、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの措置を行った場合の経費を助成【出向元と出向先各 10 万円/1 人当たり定額】

➤ 「トライアル雇用助成金」は、就業経験の不足などから就業が困難な求職者を原則 3 か月間の試行雇用することにより、その適性等を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていくことを目的として対象者 1 人当たり、月額最大 4 万円（最長 3 か月間）を雇い主に助成する制度となっています。詳細は別添リーフレット及び厚労省ホームページをご覧ください。

また、雇用調整助成金の特例措置についても、助成対象期間が令和 3 年 6 月 30 日まで延長されております。

つきましては、貴団体におかれましても、これらの情報について、傘下会員に対し可能な限り幅広く周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、別途都道府県に対しても事業者宛に周知を依頼していることを申し添えます。

【在籍型出向にかかる厚生労働省のホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page06_00001.html

【産業雇用安定助成金にかかる厚生労働省のホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

【トライアル雇用助成金にかかる厚生労働省のホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/trial_koyou.html

【雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）にかかる厚生労働省のホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

担当：生産加工班 田ノ上、齋藤
調整班 山之内、長濱
電話：03-6744-2292